

御船町農業委員会会議録

令和2年3月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 2 年 3 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町保健センター2階 研修室

3. 主席委員 (14 名)

会 長 1 番 富田 早苗
会長職務代理者 2 番 荒木 義一
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄
欠席者 12 番 藤岡 雅子
最適化推進委員 コロナウイルス流行のため全委員 欠席

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名 13 番 14 番
- 4 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 15 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 16 号 農地中間管理事業に関する事について
- 9 議案第 17 号 農業振興地域の整備に関する事について
- 10 議案第 18 号 農作業賃金について
- 11 報告第 8 号 非農地通知発行について
- 12 報告第 9 号 合意解約について
- 13 報告第 10 号 「耕作証明書」発行について
- 14 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 事 吉澤 輝

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。緊急な町議会対応で事務局長は欠席させていただきます。現在新型コロナウイルスが発生しておりますので、農業委員のみで開催させていただきます。必要最低限の人数でさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。本日は、12 番藤岡委員より欠席の連絡をうけております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。それでは、只今より令和 2 年 3 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議 長 はい。皆さん、こんにちは。最近コロナウイルスが流行している様です。皆さん体には留意されてください。というところで、議事録署名委員の指名を行います。13 番 山本委員 14 番 竹崎委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。それでは、議案の審議に入ります。議案第 12 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。
議案第 12 号 農地法第 3 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和 2 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。
議案 農地法第 3 条申請 2 件 6 筆の案件がございます。

申請番号 1 については、3 筆ございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △ 地目田 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目田 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇 △ 地目田 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

申請は、田：3 筆 計△㎡の申請です。

理由：3 条許可所有権移転（町）です。

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目田 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目田 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇 △ 地目田 面積△㎡。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

田 3 筆 計△㎡。

理由：3 条許可所有権移転（町）です。 以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。2 件 6 筆です。それでは、申請番号①番の許可要件等の説明です。譲受人がいらっしゃいますので、退室をお願いいたします。申請番号①②番は一括でお願いいたします。担当の 3 番 野田委員お願いいたします。

3 番

先日、事務局と現地確認に参りました。場所は、役場より△k m程はなれた箇所であります。以前から売買の話がありました。相談を受けておりました。このたび話がまとまり今回の申請に至りました。〇〇氏は、以前から耕作しておられます。第 2 項第 1 号から第 2 項第 7 号まで該当する項目につきましては、適当と判断致します。皆様のご審議をよろしく願いたします。②番の件も所有者が、高齢で耕作出来ないので譲りたいといった話があり今回の申請に至りました。第 2 項第 1 号から第 2 項第 7 号まで該当する項目につきましては、適当と判断致します。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。今、3 番委員の説明に対して、ご質問等があればお願いいたします。

全委員

ございません。

議 長

無いようですので、①②番の案件につきまして、賛成の方の

挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。
続きまして、議案第 13 号を提案いたします。事務局より説明
をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙の
とおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

今月の 4 条申請は 5 件 10 筆であります。

申請番号①土地の所在地

①大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

申請者の住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

転用目的：貸店舗。

理由：4 条県許可です。

② 大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²。

申請者の住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇。

畑 2 筆 計△m²。

転用目的：貸家。

理由：4 条県許可です。

③ 大字〇〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²。

申請者の住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇。

転用目的：貸駐車場。

理由：4 条県許可です。

④ 大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²。

畑 3 筆 △m²。

申請者の住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：植林

理由：4 条県許可です。

⑤ 大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：△m²。

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積△m²。

田 3 筆 △m²。

申請者の住所・氏名 ○○市○区○○町○○△-△
○○ ○○

転用目的：共同住宅

理由：4条県許可

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今回の申請は、5件10筆であります。申請番号①担当は、5番 荒木委員お願いいたします。

5 番 はい、先日、現地確認へ参りました。場所は資料8ページをご覧ください。国道△沿いに○○○の交差点がございます○○○の△道を挟んだ向かいになります。農地の区分としては、第3種農地になります。面積は△㎡で、貸店舗用地として今回の申請に至っております。以前は、○○○○○○○○○
○があったところであります。

一般基準としては、検討項目1から10までの項目につきましては、適当と判断されます。ただし、始末書が出ております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様の審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。貸店舗の申請でした。この案件につきましてご意見などございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番担当の7番 池田委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、現地確認へ参りました。場所としては、16ページをご覧ください。役場より△kmほど離れた場所に位置し、○○○の近くであります。農地区分としては、第3種農地であります。面積は△㎡であります。転用目的は、貸家としての転用計画であります。一般基準として、1から10までの該当する項目は適当と判断致します。始末書が添付してありますが、この方は、以前に自宅建設のため資材置場として利用していたために始末書を提出されております。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件について、何か質

問等はありませんか。無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。では続きまして、申請番号③番の説明を7番池田委員お願いいたします。

7 番 はい、現地確認に参りました。農地区分としては第3種農地であります。面積は△㎡であります。転用目的は、貸駐車場であります。資料の23ページをご覧ください。役場より△mほど離れた場所に位置し、〇〇〇より門徒、参拝者の駐車場として貸して欲しいと相談を受けたため、貸駐車場として転用計画し、農地法第4条申請に至った。一般基準として、1から10までの該当する項目は適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。お寺の貸駐車場としての申請でした。この案件について、何か質問等はありませんか。無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。では続きまして、申請番号④番担当の3番野田委員説明をお願いいたします。

3 番 はい、資料28ページをご覧ください。現地図は30ページに添付してあります。場所としては、役場より△kmほど離れた田園地帯に存する農地であります。植林としての転用であります。面積としては、△㎡であります。写真33ページをご覧ください。植林として申請が上がっておりますが、現在柵を植林されております。約△本されております。昭和63年頃、後継者もおらず畑として管理できず植林してしまいました。今回始末書も提出されております。一般基準として、1から10までの該当する項目は適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今の説明に対して、何か質問等はありませんか。30年経っておりますが、このようなものですか。

3 番 はい、間で1~2回ほど倒されております。椎茸の原木として

販売されております。

議 長 はい、ありがとうございます。写真を見て30年物とは思えませんでしたから。他にはございませんか。無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。では続きまして、申請番号⑤番担当の9番 藤本委員説明をお願いいたします。

9 番 はい、資料38ページをご覧ください。現地確認へ参りました。場所としては、〇〇〇〇〇という行政区がございます。土地の所在地は、〇〇になります。ここに共同住宅建設を考えておられます。40ページに写真がございます。宅地と農地が入り組んでいる状況です。2筆農地がございます。今回申請が出ております。段差がある様などあります。竹山が前後にあります。この農地の先は国道(△号)が通っております。転用面積は、△㎡であります。転用目的は、共同住宅であります。一般基準として、1から10までの該当する項目は適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の説明に対して、何か質問等はありませんか。無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。では続きまして、議案第14号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の6ページをご覧ください。
議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和2年3月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今回は6件11筆申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇 字〇〇 △・△ 地目：畑 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 大字〇△

〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：道路拡張

理由：5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²。

大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇〇△丁目△-△

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇。

転用目的：宅地分譲 田2筆 △m²。

理由：5条所有権移転（県許可）

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目：田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇△号

〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）であります。

④ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇〇 △ 地目：田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

田4筆△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△

〇〇 〇〇

〇〇市〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

大字〇〇△-△

〇〇 〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△

株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：事業所用地

理由：5条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²

田 2 筆計△m²

貸人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇

借人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇町〇〇△-△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：サバイバルゲーム駐車場

理由：5 条賃借権設定（県許可）

⑥ 土地の所在

大字〇〇〇 字〇〇 △-△の一部 地目：田 面積△m²のうち△m²

譲渡人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇△丁目△-△ 〇〇 〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△

有限会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：通路拡張

理由：5 条所有権移転（県許可）

以上 6 件 11 筆です。

議 長

はい、ありがとうございました。6 件 11 筆です。まず、申請番号①番です。1 番の担当 私より許可要件等の説明を致します。

議案第 14 号受付番号① 〇〇 〇〇

1 番

現地確認へ参りました。

場所の説明を致します。説明資料の 45 ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇を渡り、〇〇〇〇〇を通り過ぎ旧道がありますが、そこを左へ入った所であります。周囲は住宅が増加傾向であります。申請地の周りも住宅に囲まれているところであります。調査表で解るように自宅に入る進入路が、2m しかなく通行に支障をきたしているため土地所有者と土地の売買に合意したため今回の申請に至りました。△m²は既存の道と高さを同じに埋め立て、道路として使用する計画であります。総合判断として、許可相当と判断致します。みなさんのご審議をお願いいたします。

議 長

この案件について、質問がある方はお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番、担当の 7 番 池田委

員説明を致します。

議案第 14 号 申請番号②番 ○○○○○○○○○ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

- 7 番 はい、現地確認へ参りました。51 ページをお開きください。場所は役場より△mほど離れた場所に位置し、近年は住宅等の建築も盛んで、都市計画化が進んでいる。又、申請地周辺は、公共施設も点在し、交通の便も良好であることから、宅地分譲用地としての転用計画をし、農地法第 5 条申請に至った。農地の区分は、第 3 種農地であります。面積は△m²であります。転用目的は、宅地分譲であります。一般基準です。1 から 10 までの項目に該当する項目については適当と判断致します。排水・隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 この案件につきまして、ご意見はございませんか。無いようですので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号③の要件等の説明を担当の 8 番委員 福島委員お願いいたします。

申請番号③番 ○○ ○○。

- 8 番 はい、現地確認へ参りました。場所の説明を致します。説明資料の 57 ページをご覧ください。○○○地区になります。申請地は、役場より△kmほど離れた住宅地であります。申請人は、現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭になり個人住宅建築可能箇所を探していたところ、当該申請地を選定し、今回の申請に至った。農地の区分は、第 2 種農地になります。面積は、△m²であります。周囲は農地ありますが、北側は雑種地であります。転用目的は、個人住宅建設であります。一般基準につきまして、1 から 10 までの項目について該当する項目は適当と判断致します。隣接地の同意もあります。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この案件につきまして、質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。ございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号 4 番 担当委員の 9 番 藤本委員をお願いいたします。

9 番 はい、説明資料の 65 ページをお開きください。○○○○○○○○○○○○○○○ががありますが、ループの右側であります。今回○○○に事業所を構えていらっしゃるようですが、木工事業者であります。工場と事務所を移転する計画を立て、今回の申請に至ったようであります。67 ページに写真があります。高速ループに囲まれた農地であります。農地区分としては、第 3 種農地であります。転用面積が、 Δm^2 であります。一般基準につきまして、1 から 10 までの項目について該当する項目は適当と判断致します。隣接地の同意もあります。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この申請につきまして、ご質問・御意見等はございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑤番担当の 8 番 福島委員説明をお願いいたします。

8 番 はい、現地確認を致しました。場所の説明ですが、71 ページに地図があります。国道△号を○○○から△mほど行った所で右側にあります。写真が 74 ページに掲載されております。戻っていただき、農地の区分としては、第 2 種農地であります。地目は田であります。転用面積は、2 筆 Δm^2 であります。転用の目的ですが、サバイバルゲーム駐車場であります。該当申請地の土地の地権者と土地の賃借契約に合意し、農地法第 5 条申請に至った。一般基準につきまして、1 から 10 までの項目について該当する項目は適当と判断致します。隣接地の同意もあります。始末書も提出されております。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この申請につきまして、ご質問・御意見等はありませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑥番担当の7番 池田委員お願いいたします。

7番 はい、現地確認へ参りました。資料の78ページをお開きください。役場から△mほど離れた場所に位置し、申請人が営む〇〇〇〇と駐車場を往来する人・車の交通安全の向上のため、又、近隣の住民の方の往来がスムーズになるように道路拡張計画をし、農地法第5条申請にいたった。農地の区分は第3種農地であります。面積としては、△m²のうち△m²であります。転用目的は、道路拡張であります。80ページに写真が掲載されております。〇〇〇の農地に細い道がありました。カーブ部分が狭くなっておりますので、拡張するということがあります。一般基準につきまして、1から10までの項目について該当する項目は適当と判断致します。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この申請につきまして、ご質問・御意見等はありませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第15号を提案いたします。

事務局 議案第15号
農業基盤強化促進法第18条第1項の基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和2年3月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
議案書10ページ利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。14件ございます。次のページは中間管理機構を利用した農地の貸し借りであります。3筆ございます。再設定の申請は2件ございました。続きまして、13ページをご覧ください。所有権移転であります。農業公社を通した売買であります。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画 を定める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

令和 2 年第 3 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 159,648 m²畑の累計は、21,803 m²。田畑合計で 181,451 m²となっております。所有権移転がございましたので、3,132 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 16 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の 16 ページをご覧ください。

議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

17 ページをご覧ください。農用地利用配分計画（案）による賃借権状況一覧表であります。先ほどの利用権設定の欄にございましたが、農地中間管理機構を通した貸し借りになります。今月 2 件の申請が上がってきております。田の 6,902 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、議案第 17 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の 18 ページです。

議案第 17 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。農業振興地域の整備計画の変更の申し出が2件あがっております。計画変更について農業委員会へ照会されております。説明資料の81ページ82ページに申請箇所的位置図を掲載しております。場所の説明をしておきます。番号1が御船町大字〇〇字〇〇△番△外2筆の箇所になります。赤で色付けされているところであります。解りやすく説明しますと、〇〇〇〇の前の土手下になります。平成28年の熊本地震による被災しております。今回熊本県の治山事業の災害復興事業で安全対策工事を行うための変更内容であります。82ページが、申請番号2番御船町大字〇〇字〇〇△番△外1筆△㎡であります。国道△線の〇〇から〇〇町へ行く途中の〇〇〇〇〇〇バス停があるところから右へ行った所であります。〇〇関係をなさっている〇〇からの申請であります。自宅の直ぐ横であります。農業用倉庫建設のために今回の申請に至りました。農業用施設の場合は、農振の除外をする必要はございませんので、農地から農業用施設の用途区分軽微な変更ということで、今回意見の照会をしております。2件の公共事業、用途区分の変更ということで、変更するときは農業委員会の意見を聞かないといけないため今回の申請になりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。農振除外の申請でございました。今回2件上がってきておりますが、まとめて意見をお伺いいたします。

10番 はい、〇〇の件であります。3筆ございましてそれぞれに掛かるということですか。現況地目は、田でありますか。事業分だけ外されるということですね。

事務局 はい、お答えいたします。全部で3筆合計が3,002㎡であります。何故除外が必要であるかと申しますと、公共事業であれば農振除外申請は不要であるのですが、県と協議した結果、森林法第41条に基づき保安施設手続きが必要と判断されましたので今回の申請に至った状況であります。工事をする範囲が797㎡であります。触らない部分は、そのままです。以上です。

10番 はい、それとこの事業はいつから始まるのですか。

事務局 はい、県とやり取りをしていたのですが、4月以降になると伺っております。

議長 はい、ありがとうございます。前から話があったわけですね。他にはございませんか。意見がないようですので、2件の申請に承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、議案第18号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の20ページをご覧ください。議案第18号 別紙のとおり農作業基準賃金を定めたいので、承認を求める。令和2年3月10日提出 御船町農業委員会 21ページをご覧ください。令和2年度御船町農作業基準賃金案ということで、掲載をしております。こちらは、区分ごとに基準賃金を設定しております。農業者に周知していることでもあります。これはまだ案ですので、この総会場で金額は妥当かどうかを判断していただきます。公表しますので、お願いいたします。記載している数字は、昨年度の金額であります。この何年か金額の変更はしておりません。以上です。

議長 ささまざまな意見がございましたが、金額の設定をお願いいたします。

田お越し 10a 基盤整備地区	6,000 円	未整備地区	7,500 円
荒代掻き 10a 基盤整備地区	7,000 円	未整備地区	7,000 円
代掻き 10a 基盤整備地区	7,000 円	未整備地区	7,000 円

苗作り 変更無し

苗運搬 変更無し

田植 10a 基盤整備地区	6,500 円	未整備地区	7,000 円
---------------	---------	-------	---------

収穫水稻 10a 基盤整備地区	13,000 円	未整備地区	14,000 円
-----------------	----------	-------	----------

収穫 麦 10a 基盤整備地区	10,000 円	未整備地区	11,000 円
-----------------	----------	-------	----------

運搬関連は変更無し

農作業賃金等 変更無し

畦塗りは、変更無し。以上でよろしいでしょうか。付け足し等はよろしいでしょうか。

報告第8号をお願いいたします。

事務局 はい、議案書22ページをご覧ください。

報告第8号

農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和2年3月10日 提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

非農地通知案件ですが、承認されましたので、報告いたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。報告第 9 号です。事務局より
お願いいたします。

事務局 はい、25 ページになります。報告第 9 号 農地法第 18 条第 6
項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があ
ったので、報告する。

令和 2 年 3 月 10 日 提出 御船町農業委員会。次のページ 2
件の合意解約が、提出されております。本日、ここに報告いた
します。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、報告第 10 号を
お願いいたします。

事務局 報告第 10 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報
告する。

令和 2 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。1 件の耕作証明
書を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認お願
いいたします。議案はこれで終了いたしました。他には何か
ございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 3 月度の総会を
終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

13 番

㊞

14 番

㊞